

## 「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組の集計表(2021年11月30日現在/精査中)

|   | 合計  | 内閣府 | 警察庁 | 総務省 | 財務省 | 厚労省 | 農水省 | 経産省 | 国交省 | 環境省 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| A : 事業者→地方公共団体で年間1万件以上の手続 ※2                      | 236 | 2   | 28  | 55  | 4   | 56  | 24  | 9   | 40  | 18  |
| a : 令和2年度より旗艦的なものとして開始したオンライン利用率向上に係る取組に含まれる手続 ※3 | 45  | 0   | 3   | 2   | 2   | 8   | 23  | 0   | 7   | 0   |
| b : 令和3年度以降新たにオンライン利用率向上に係る取組を開始する手続              | 56  | 0   | 7   | 23  | 0   | 9   | 0   | 0   | 11  | 6   |
| B(A-(a+b)) : 取組方針回答対象手続                           | 135 | 2   | 18  | 30  | 2   | 39  | 1   | 9   | 22  | 12  |
| c : 国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備する手続                 | 46  | 2   | 17  | 7   | 0   | 6   | 1   | 0   | 11  | 2   |
| d : 国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備する以外の方法で取り組む手続       | 10  | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 2   | 7   | 0   |
| e : 上記c及びdのいずれにも該当しない手続                           | 79  | 0   | 1   | 23  | 2   | 32  | 0   | 7   | 4   | 10  |
| (e-①) : オンライン化が十分に進展している手続                        | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   | 1   | 0   |
| (e-②) : 国としてオンライン化を推進することが適当でない手続                 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| (e-③) : その他、現時点で方針を示すことができない等の手続                  | 76  | 0   | 1   | 23  | 2   | 30  | 0   | 7   | 3   | 10  |

(※1) 本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、「各府省は、(中略)地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する。」が決定されていることを踏まえ、各府省から回答があった手続等を集計したもの。

(※2) 「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」において、(1) 手続類型: 「1 申請等」、(2) 手続主体: 「6 民間事業者等」「7 国民等、民間事業者等」、(3) 手続の受け手: 「3 地方等」「4-2 独立行政法人等又は地方等」「4-3 国又は地方等」「4-4 国、独立行政法人等又は地方等」、(4) 総手続件数: 「令和元年度」における実数又は規模が1万件以上を満たす手続。なお、所管府省より「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に誤記があったと回答があった手続等を除く。また、「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」において、実数及び規模が記載されていない場合であっても、各省から回答があった手続等は加える。

(※3) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続。